

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 《総合事業訪問介護》

井原市

令和7年4月1日から

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,176単位	1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		39単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,349単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,727単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		123単位	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	12単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		23単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		37単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	12単位減算	-12 1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ		23単位減算	-23 1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ		37単位減算	-37 1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50 単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算	

(※1)「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(※2)「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入